

# 「企業版ふるさと納税」で 下川町を応援してください！



## 第1回ジャパンSDGsアワード内閣総理大臣賞受賞



SDGs未来都市  
自治体SDGsモデル事業選定  
環境モデル都市  
環境未来都市

北海道 下川町

# <企業版ふるさと納税 主な活用事業>

## ①下川町の基幹「持続可能な森林経営」への活用

貢献する  
SDGs

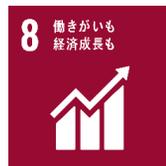


下川町では約4,700haの町有林を有しており、基幹産業の林業・林産業の活性化と雇用創出、地球温暖化の防止（二酸化炭素の吸収）、水源涵養など森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、循環型森林経営により持続可能な森林経営を進めています。

この事業への寄付金は、樹木の植栽、下刈り、徐間伐、主伐に必要な経費に活用していきます。なお、寄付金1万円で、トドマツなら66本、カラマツなら142本の植林が可能になります。

## ②町民が主体となったSDGsまちづくりへの活用

貢献する  
SDGs

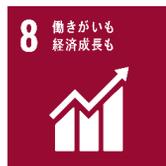


下川町は、「SDGs未来都市」として、多くの地域が抱える少子高齢化や環境・エネルギーなどの課題をいち早く解決するモデルとなる様々な取組みを進めています。

この事業への寄付金は、町民が主体になって策定した「2030年における下川町のありたい姿（下川版SDGs）」の実現に資する町民活動に対して活用していきます。

## ③町民によるエコ活動の促進への活用

貢献する  
SDGs



下川町では、町民が環境に配慮した活動に対してポイントを付与し、そのポイントを町内店舗で活用出来るエコポイント事業を実施しています。また、町内全体の二酸化炭素収支を測定し、2019年では56,515t-CO<sub>2</sub>のプラス収支（町全体の排出量以上に森林資源による吸収量が上回っている）となっています。

この事業への寄付金は、町民のエコな活動の促進や二酸化炭素排出量などの把握に対して活用していきます。

## ④ スキージャンプの聖地下川町から次のメダリスト育成への活用

貢献する  
SDGs

4 質の高い教育を  
みんなに



11 住み続けられる  
まちづくりを



下川町は、スキージャンプ界のレジェンド葛西紀明選手をはじめ、多くのジャンプ選手を輩出している町です。

この事業への寄付金は、未来のオリンピックを目指すスキージャンプ選手の育成や、遠征に使用する車両バス、スキージャンプ板の購入など次のメダリスト育成に活用していきます。

## ⑤ 下川町を支える産業の維持・発展への活用

貢献する  
SDGs

8 働きがいも  
経済成長も



9 産業と技術革新の  
基盤をつくろう



11 住み続けられる  
まちづくりを



下川町のまちづくりの基盤は基幹産業であり、基幹産業の維持・向上、後継者対策や担い手の確保が全産業共通の課題です。そのため、農林業者や中小企業者に対して、経営基盤の強化のための施設・機械・設備導入、新商品開発、人材育成などに支援しており、この事業への寄付金は、それらの経費に活用していきます。

[農業] 施設園芸ハウスの新設や環境測定装置などへの支援、フルーツトマトの半溶液栽培支援、ホワイトアスパラ被覆資材費支援、担い手対策支援

[林業・林産業] 経営の安定化を図るための施設・機械・設備の整備支援、新商品開発や販路拡大への支援、研修への支援

[中小企業] 店舗などの内部改修、空き店舗活用、事業承継、研修への支援

## ⑥ 下川町への移住・起業による産業活性化への活用

貢献する  
SDGs

8 働きがいも  
経済成長も



9 産業と技術革新の  
基盤をつくろう



11 住み続けられる  
まちづくりを



下川町では、人口減少や各産業を支えてきた方々の高齢化などに伴い、後継者不足、担い手不足といった全産業の共通した課題を解決するため、下川町産業活性化支援機構において、総合的な移住促進、起業家の呼び込みと育成、求人事業者と就業希望者のマッチングなどに取り組んでおり、同機構が設立した平成28年度から令和2年度までの5年間で97名の方が下川町に移住されています。

この事業への寄付金は、総合的な移住促進などに活用していきます。

## 制度概要

企業版ふるさと納税制度とは、地方公共団体が実施する地方創生事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対して、民間企業の皆様が寄付を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる制度です。

地方自治体に対し、企業版ふるさと納税として民間企業が寄付を行う場合、法人関係税について通常の損金算入措置に加え、税額控除の特例措置がなされます。



## 制度活用にあたっての留意事項

- 下川町内に本社がある企業からの寄付は本制度の対象となりません。
- 一企業における一事業あたりの寄附は10万円からとなります。
- 寄付を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 本制度の対象期間は令和2年度から令和6年度までです。

<お気軽にお問い合わせ下さい>

下川町 政策推進課SDGs戦略推進室

電話：01655-4-2511